

諮問文

7 嘉学教第 1930 号

令和 7 年 10 月 7 日

嘉麻市学校給食運営審議会会長 殿

嘉麻市教育委員会

教育長 伊東 新治

学校給食費について（諮問）

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものです。

嘉麻市では、全ての小学校・中学校・義務教育学校で完全給食を実施し、児童生徒の学校給食費につきましては、平成 23 年度に改正して以降、14 年間値上げをせず据え置いてまいりました。この間、物価高騰により学校給食で使用する食材価格が上昇し、特に近年、米やパン牛乳の価格上昇が続いており、副食分の食材費が圧迫されています。

これまで、不足する食材費については、食材選定や献立の工夫を行い、食材費の節減を図りつつ対応してまいりましたが、物価高騰は更なる長期化が想定され、これまでの対応では栄養バランスや献立水準の維持が非常に困難になっています。

このような状況を踏まえ、今後も質や量、栄養バランスを確保した学校給食を継続して提供できるよう、本委員会は、下記の事項について、貴審議会のご意見を賜りたく諮問させていただきます。

貴審議会におかれましては、保護者並びに近隣自治体の給食費の現状等を十分に勘案して慎重審議をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 学校給食費について

◆ 保護者負担改定額案 ①～③

① 保護者負担額（1食単価） 小学校：210円→240円（30円値上）・中学校：262円→300円（38円値上）													
	保護者負担額（円）						保護者負担 増加額			市補助額 （一人当たり）			年間市補助 （年間補助率）
	令和7年度			令和8年度 案									
	年額	月額	1食単価	年額	月額	1食単価	年額	月額	1食単価	年額	月額	1食単価	
小学校	40,040	3,640	210	45,540	4,140	240	5,500	500	30	13,310	1,210	70	1,870万円 （23%）
中学校	49,940	4,540	262	56,980	5,180	300	7,040	640	38	13,310	1,210	70	1,170万円 （19%）

② 保護者負担額(1食単価) 小学校：210円→250円 (40円値上) ・ 中学校：262円→310円 (48円値上)													
	保護者負担額 (円)						保護者負担 増加額			市補助額 (一人当たり)			年間市補助 (年間補助率)
	令和7年度			令和8年度 案									
	年額	月額	1食単価	年額	月額	1食単価	年額	月額	1食単価	年額	月額	1食単価	
小学校	40,040	3,640	210	47,410	4,310	250	7,370	670	40	11,440	1,040	60	1,610万円 (19%)
中学校	49,940	4,540	262	58,850	5,350	310	8,910	810	48	11,440	1,040	60	1,010万円 (16%)

③ 保護者負担額（1食単価） 小学校：210→260円（50円値上）・中学校：262円→320円（58円値上）													
	保護者負担額（円）						保護者負担 増加額			市補助額 （一人当たり）			年間市補助 （年間補助率）
	令和7年度			令和8年度 案									
	年額	月額	1食単価	年額	月額	1食単価	年額	月額	1食単価	年額	月額	1食単価	
小学校	40,040	3,640	210	49,390	4,490	260	9,350	850	50	9,460	860	50	1,330万円 （16%）
中学校	49,940	4,540	262	60,720	5,520	320	10,780	980	58	9,570	870	50	840万円 （14%）

※「年間市補助額」については、R7.5.1現在の児童・生徒数（小学校：1,400人、中学校：877人）により試算。

※ 年間給食回数は190回。ただし、小学校1年生の給食回数は、年間185回のため4月分で調整。

◆ 教職員負担改定額案

教職員負担額（1食単価） 小学校：250→310円（60円値上） ・ 中学校：300円→370円（70円値上）												
	教職員負担額（円）						増加額			市補助額 （一人当たり）		
	令和7年度			令和8年度案								
	年額	月額	1食単価	年額	月額	1食単価	年額	月額	1食単価	年額	月額	1食単価
教職員（小）	47,400	3,950	250	58,850	5,350	310	11,450	1,400	60	0	0	0
教職員（中）	57,000	4,750	300	70,290	6,390	370	13,290	1,640	70	0	0	0

※令和8年度教職員の月割りについては、児童・生徒に合わせて年12回から11回に変更。

審議会条例

嘉麻市学校給食運営審議会条例

(設置)

第1条 嘉麻市学校給食の適正かつ円滑な運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、嘉麻市学校給食運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、嘉麻市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、審議する。

- (1) 学校給食の運営に関する事項
- (2) その他学校給食に関し、教育委員会が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 嘉麻市PTA連合会 4人以内
- (3) 嘉麻市小・中・義務教育学校校長会 4人以内
- (4) 栄養教諭又は学校栄養職員 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、委嘱されたとき又は任命されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、審議会の運営に必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

審議会条例施行規則

嘉麻市学校給食運営審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉麻市学校給食運営審議会条例(平成20年嘉麻市条例第5号)第7条の規定に基づき、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程(平成22年嘉麻市告示第131号)に定めるもののほか、嘉麻市学校給食運営審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 会長及び副会長にともに事故があるとき又はともに欠けたときは、教育委員会が会議を招集する。

(招集通知)

第3条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時、場所及び付議事件を委員に通知しなければならない。

(関係者の出席等)

第4条 審議会は、必要に応じ関係者及び専門的知識を有する者等に会議への出席及び資料提出等の協力を依頼することができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。